

金作原利用適正化 試行ルール

奄美大島利用適正化連絡会議事務局

(令和元年10月1日時点)

1. 目的

金作原において、多人数利用等による自然環境への負荷を低減させるとともに、質の高い自然体験の提供を図るため、利用ルールを導入する。

なお、本ルールは、法令に基づかない自主ルールとし、運用を行いながら柔軟に改善を図り、法令に基づく規制の導入を目指す。

2. 実施期間

平成31年2月27日（水）から、終期を定めずに実施する。

3. 試行ルール

① ガイド同行

<目的>

- ・自然環境への負荷を低減した適正な利用の推進、自然体験の質の向上（満足度の向上）、安全確保

<方法>

- 金作原利用時には、認定ガイドを利用するよう要請する。
- 車両1台につき認定ガイド1名の同行を必要とする。
- ※貸切バスについては、2019年10月以降に実施するツアーは、認定ガイドの同行を必要とする。
- ※貸切バスには、可能な限り知名瀬三叉路でのガイド車両への乗換を推奨する。
- 認定ガイド・貸切バスは、事前に利用時間・人数を登録する。

② 車両台数・人数の調整

<目的>

- ・自然環境への負荷を低減、自然体験の質の向上（混雑感の解消）
- ・アクセス時やツアー時の安全管理、交通渋滞解消、自然環境への負荷（離合時の踏圧など）低減

<方法>

- 認定ガイド車両は、同時間帯の利用台数を8台以下とする。
- 貸切バスは、同時間帯の利用台数を2台以下とする。
- 認定ガイド・貸切バスの駐車時間は、1回あたり120分以下を目安とする。
- 認定ガイド・バス事業者は事前に利用時間・人数を登録し、利用予定については、Webカレンダー等を活用して、関係者間で共有を図る。
- 認定ガイド・バス事業者は他の事業者の利用予定等を踏まえ、利用の分散に留

意した予定の調整を自主的に行う（同時間に入域するガイドが多い場合に入域時刻を前後させる，バスの通行時間に注意して離合のトラブルを避けるなど）。
○認定ガイド1名あたりの案内人数は，15名以下とする。

③ 通行規制

<目的>

- ・アクセス時の安全管理，交通渋滞解消，自然環境への負荷（離合時の踏圧など）低減

<方法>

「①ガイド同行」ルールにより，金作原利用は認定ガイド車両及び貸切バスのみとなり，金作原アクセス道路の通行量は抑制されるため，特に制限は設けない。

<利用形態ごとの取扱い>

	利用形態	想定される主体	ルール上の取扱い	備考
1	行政機関等による自然環境保全を目的とした利用	環境省，林野庁，鹿児島県，奄美市，広域事務組合，マングースバスターズ等	利用できる	
2	林道やその他公共施設の維持管理等のための利用	林野庁，（奄美市）等		
3	その他緊急を要する場合	警察，消防等		
4	認定ガイド及びその管理下にある者	ガイドツアー	一定の基準の下で利用できる	
5	調査・研究を目的とする場合	研究者等		
6	教育を目的とする場合	学校		学校以外の主体（島内住民等）の場合は，4の範囲で利用する。この場合の利用時間の超過等は，ガイド間で調整する。
7	撮影を目的とする場合	カメラマン マスコミ		業としての撮影以外は，4の範囲で利用する。
8	1～7に含まれない		利用でき	

	もの		ない	
8a	非認定のガイド	島内外の非認定ガイド。認定ガイドと同等以上の技能を持つ人からそうでない人まで様々。		
8b	狩猟を目的とする場合	狩猟者		当該地域は動物の捕獲が禁止されているため。
8c	昆虫採集を目的とする場合			当該地域は動物の捕獲が禁止されているため。
8d	山菜採りを目的とする場合			当該地域は植物の採取が禁止されているため。

*いずれの利用の場合も、国立公園や国有林の要許可行為を伴う場合は、当該許可を得ていることを要件とする。(例：国立公園特別地域内で昆虫トラップを設置し調査・研究を行う場合)

*5～7の利用については、名瀬森林事務所(0997-52-4531)への事前の届け出(入林届)が必要となる。

4. 問合せ先

奄美大島利用適正化連絡会議事務局

(鹿児島県自然保護課奄美世界自然遺産登録推進室)

Tel: 099-286-2759 Fax: 099-286-5546

Email: amami-isan@pref.kagoshima.lg.jp